

13

極 秘

日韓関係想定問答(未定稿)

(37) 2. 26) *40 12/3

理財局外債課

目 次(項目別)

一、請求権問題の経緯	(9)
(1) 平和条約との関係	(9)
(付) 南北鮮問題	(12)
(2) 従来の経緯	(13)
1 会談の開催状況	(13)
2 請求権問題の経緯	(15)
(1) 日本側請求権について	(15)
(備考) 日本側請求権問題の経緯	(16)
① 日本側請求権をめぐる対立	(16)
(注) 久保田発言	(17)
② 「米国解釈」にもとづく請求権主張の撤回	(18)
(注) 対韓請求権放棄の経緯	(19)
(4) 韓国側請求権の討議状況	(21)
(備考) 過去の会談における韓国請求権の討議状況	(22)
二、第6次会談の現況	(24)
(備考) 開始に至る経緯	(24)
(1) 会談全般の概況	(25)

D	被徵用韓人補償金	58
E	恩給その他	60
	(1) 未私恩給	60
	(2) 帰国韓国人寄託金	63
F	日本法人への請求(民間生保)	65
	要綱 6. 韓国の権利行使に関する請求	(67)
	要綱 7. 利息の問題	(68)
	要綱 8. 支払期限	(68)
	(補) 換算レートに関する請求等	(69)
	(別紙) 日韓請求権金額簿算一覧表	(71)
	(付) 韓国請求権に対する大蔵、外務両省案の相違について	(73)
	四、その他の問題	(77)
	(1) 平和条約に関する「米国解釈」と日本側口上書	(77)
	(備考)「米国解釈」の出された経緯	77
	1. 米国解釈	(79)
	2. 日本側口上書による日本の請求権主張の撤回	(90)
	3. 軍令33号について	(96)
	(2) 在韓日本財産について	(102)

(2)	請求権問題の討議状況	(29)
1.	請求権問題に対する基本方針	(29)
	(注)池田・朴会談について	(30)
2.	これまでの討議状況	(31)
3.	請求権問題解決の困難性	(32)
	(付)韓国の対日請求要綱(いわゆる8項目)	(34)
三、	韓国請求権の具体的内容	(39)
要綱 1.	地金銀の返還請求	(40)
要綱 2.	対朝鮮総督府債務の弁済請求	(42)
A.	郵便貯金、振替貯金、郵便為替	42
B.	朝鮮簡易生命保険及び郵便年金	44
C.	海外為替貯金	45
D.	凍結された韓国受取金	46
要綱 3.	振替又は差金された金員の返還請求	(48)
要綱 4.	在韓本社法人の在日財産返還請求	(49)
要綱 5.	韓国人の日本政府及び日本人に対する請求	(52)
A.	日本有価証券	52
B.	日本系通貨	56
C.	被徵用韓人未収金	57

目次(問題別)

1. 対韓請求権放棄と在韓財産補償問題	(102)
(注) 引揚者給付金について	103
2. 原所有者との関係	(106)
3. 在韓財産の額について	(107)
イ、在韓日本財産の金額	107
(備考) 在韓財産推定額	108
ロ、米韓譲渡協定による財産目録について	111

A (問題の経緯)

- 日韓会談で請求権の問題を交渉の対象にするのは何故か。……………(9)
- 北鮮の請求権の問題をどう考えるか。……………(12)
- 日韓会談のこれまで(第5次会談まで)の交渉経緯はどうか。……………(13)
- 在韓日本財産に対する日本側の請求権はどうなっているか。……………(15)
- これまで10年間も請求権問題を討議してきたといふのに、いまだに韓国側の請求について十分討議しつくされていないようだが、それは何故か。……………(21)

B (請求権の討議状況)

- 第6次日韓会談の構成とその主要メンバーを問う。……………(25)
- 第6次日韓会談の進行状況、成果はどうか。また今後の進め方について政府の所信を問う。……………(27)
- 一般請求権問題に対する日本側の基本方針はどうか。……………(28)

○昨年11月12日の池田総理と朴議長との会談において、請求権問題についていかなる合意が成立したのか。……………(30)

○日韓会談に求ける請求権問題の討議状況はどうか。……………(31)

○韓国の対日請求権の内容を示せ。……………(34)

C (請求権の内容)

○韓国側請求の内容について、各項目別に具体的に説明せよ。またこれについての日本側見解を問う。……………(39)

○韓国請求権の金額の算定について大蔵省と外務省の間で著しい相違があるといわれているが、その理由を問う。……………(73)

D (米國解釈)

○米國解釈とはなにか。その内容を説明せよ。……………(79)

○「米國解釈」の解釈について、日韓両国間に見解の相違があるといわれるのは事実か。……………(80)

○「米國解釈」と並んで、当時取りかわされた文書にどのようなものがあるか。……………(90)

○軍令33号とはなにか。……………(96)

(在韓日本財産)

○対韓請求権放棄の結果、在韓日本財産に対する補償問題が生ずると思うが、政府はこの点をどう考えているか。……………(102)

○日本側の対韓請求権放棄の結果、個人の請求権はどうなっているのか、消滅することになるのか。……………(106)

○在韓日本財産の金額を示せ。……………(107)

○1945年在韓米軍政府が軍令によつて接収した了在韓日本財産の内容、及び1948年米韓協定により米軍政府より韓国に移譲された財産の内容を明らかにせよ。……………(111)

資料目次

○ 平和条約（第2条及び第4条）……………（10）

○ 韓国の対日請求要綱……………（34）

○ 日韓請求権金額積算一覧表……………（71）

○ 米國解釈（平和条約第4条の解釈に関する米國政府の
見解を伝えた在日米國大使の口上書）……………（81）

○ 口上書（日本側）……………（91）

○ 合意された議事録（請求権部分）……………（92）

○ 軍令るる号……………（97）

○ 米韓協定……………（112）

一、請求権問題の経緯

(1) 平和条約との関係

問 日韓会談で請求権の問題を交渉の対象にするのは何故か。

昭和26年9月署名された平和条約（27年4月発効）において、日本は朝鮮の独立を承認（2条）すると共に、

① 韓国に対する日本側請求権と日本に対する韓国側請求権の処理は両國の特別取扱いによる（第4条a項）

② 日本は在韓米軍政府の指令により露朝鮮で行われた日本側財産の処理の効力を承認する（第4条b項）

ことを取極めている。

上記の平和条約第4条a項により、日韓間の財産及び請求権問題は、日韓両國政府の特別取扱いの主題とされることになり、

昭和26年9月の同条約調印後、10月末から開始された日韓予備会談において本請求権問題を含む日韓会談が開催されることが決定され、翌27年2月からの第1次会談以来現在まで、討議が進められてきている次第である。

(注) 朝鮮はサンフランシスコ平和条約の当事国ではないが、同条約第21条の規定により、次の利益を受ける権利を有することが規定されている。

○第2条(朝鮮独立の承認)

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び蔚陵島を含む朝鮮に對するすべての權利、権限及び請求権を放棄す。

○第4条(財産請求権の処理)

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその國民の財産で第2条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその國民の請求権(債権を含む。)で既にこれらの地域の施政を行つてゐる当局及びその住民(法人を含む。)に對するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその國民に對するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第2条に掲げる地域にある連合軍又はその國民の財産は、まだ返還されてゐない限り、施政を行つてゐる当局が現状で返還しなければならぬ。 (國民という語は、この条約で用ゐるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第2条及び第3条に掲げる地域のい

ずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその國民の財産の処理の効力を承認する。

○第9条(日本は漁業協定締結の交渉を開始する)

○第12条(a) 日本は通商航海条約締結の交渉を開始する。(b) 締結までの暫定的な最惠国待遇等)

(付) 北鮮との関係について

問 北鮮の請求権の問題をどう考えているか。

韓国との請求権の交渉は平和条約第4条にもとづいて行われており、同条のいう特別取極を行うのは、韓国とのみである。

ただし、韓国政府の支配が現実には朝鮮半島の北の部分には及んでいないという事実は、念頭において交渉している。

(なお平和条約第4条b項において日本財産の処理の効力を承認したのは、合衆国軍政府による処理についてであり、合衆国軍政府の管轄権が、北鮮38度線以南に限られていたのは明らかなることである。)

(2) 従来の経緯(第5次会談までのあらすじ)

1. 会談の開催状況

問 日韓会談のこれまで(第5次会談まで)の交渉経緯はどうか。

日韓会談は、昭和26年10月の予備交渉に始まり、

- ① 外交関係を含む基本關係樹立問題
- ② 財産請求権問題(文化財を含む)
- ③ 船舶帰属の問題
- ④ 漁業及び平和ライン問題
- ⑤ 在日韓人の法的地位(国籍及び処遇)に関する問題

の5議題について次のように5次にわたる会談が行われた。

第1次	27年2月から4月まで
第2次	28年4月から7月まで
第3次	28年10月中
第4次	33年4月から12月まで
再開第4次	34年8月から11月まで
第5次	35年10月から36年5月まで

しかし、各問題について双方の主張には著しい懸隔があり、具体的進展をみなかつた。

(注) 1 船舶問題の議題は次の通り

① 朝鮮置籍船舶の返還(韓国側リスト 668隻、
8.3.121トン)

② 20.8.9以降朝鮮水域に所在した船舶(いわ
ゆる給水船)の返還(韓国側リスト 48隻、
6.7.718トン)

③ 韓国貨与中の日本政府所有船の返還(日本側
要求 5隻、10,398トン)

④ 韓国抑留中の漁船の返還(第1次会談に日本
側提出リスト 34隻、1,397トン)

○ 季ライン設定後韓国側に拿捕され未帰還の日
本漁船数(37.2.1現在)159隻、
9,296トン

2 文化財問題については、韓国側から1905年
(明治38年)以来韓国から持去られた一切の文
化財の返還を要求してきた。なお、33年4月に
文化財106点を好意的な贈与として韓国側に引
渡している。

3 第1次会談の直前、27.1.18に韓国は季承晚
ラインを設定した。

2 請求権問題の経緯

(1) 日本側請求権について

問 在韓日本財産に対する日本の請求権はどうなっているのか。
(日韓交渉において在韓日本財産の問題はいかがが取扱われてい
るか。)

在韓日本財産は在韓米軍政府の帰属命令により、米軍政府が
自らの所屬に帰せしめ、その後米韓協定によりこれを韓国に移
譲したのであり、わが国は既に移譲したため、わが国は平和条
約第4条b項の規定により在韓米軍政府の在韓日本財産に対す
る上記の処分については異議を申し立てないことになっている。

しかしながら日本側としては、平和条約第4条b項の規定に
よる日本の在韓財産の所屬変更が韓国の対日請求権の処理に当
つて関連あるものとして当然考慮に入れられるという、いわゆ
る「米國解釈」を基礎として交渉に臨んでいる。

ただ、どの程度まで関連づけるかについては、現在この点に
ついて交渉が行われているところであるから、これ以上具体的
にわが方の立場を説明することは差控えたい。

秘密指定解除 外交記録・情報公開室

法規等) 適法と認められる敵産管理行為にとどま
り、原権自体には及ばない(所有権の役取を意味
しない)から、軍令の効力を承認しても、それは
原請求権までも放棄したものではない、とし鋭く
相対立していた。

(注) 久保田発言(28.10.15)

第3次会談で韓国側は、日本が権力機構の庇護
の下に造成した36年間の財産に対しあくまでも
請求権を主張するならば、韓国としては水原の虐
殺事件、治安維持法その他による独立運動者の投
獄及び死亡に対する賠償、あるいは国際価格より
安値で韓国産米を買い上げたこと等に対し36年間の被害
を賠償せよといわざるを得ない。との発言を行つ
た。

これに対し、日本側久保田代表は、私見である
がと前置して、韓国がそのような賠償的提案を行
うとすれば、日本側としても、韓国において売山
を緑にし、鉄道の敷設、港湾の建設、米田の造成

②(備考)日本側請求権問題の経緯

1. 日本側請求権をめぐる対立

第3次会談までは、請求権問題の最大の論点は、
日本側の対韓請求権の有無について、執言すれば、
在韓米軍政府が在韓日本財産を接収した旨を規定し
ている米軍令の効力の解釈にあつた。(この点をめ
ぐる対立が、会談を幾度か中断に至らしめる有力な
原因となつていた。)

すなわち、①昭和20年12月6日付の米軍令
33号により、韓国にある日本国及び日本人の一切
の財産は米軍政府に接収され(vested and owned)
②米軍政府は昭和23年9月にこれを韓国に引渡
した(「米韓譲渡協定」)のであるが、

(a) 韓国側は、この米軍令の効力を日本が平和条約
第4条b項により承認したのであり、一切の在韓
日本財産は韓国の所有に帰したのであるから、今
や在韓日本財産に対する日本側の請求権はなく、
請求権問題として残るのは韓国の日本に対する一
方的請求のみについてである、とし

(b) 日本側は、軍令の効力は国際法上(ヘーグ陸戦

を行い、また毎年多額の補助金を持出して韓国
経済を培養したことを対案として提案し、韓国
側のかかる賠償要求と相殺するであらうと応酬
した。

その後韓国側は同代表の発言尻を歪曲してま
とめてわが方の釈明を求め、わが方の説明に納
得しないのみか発言全部の撤回を迫り、わが方
がこれを拒否するや以後の会談続行は不可能な
りとして退席し、会談は決裂するに至った。

2. 「米國解釈」にもとづく請求権主張の撤回

(a) 昭和32年12月31日、米國はこの点に関
して、平和条約第4条の解釈として次のような
見解を表明した。すなわち、①在韓日本財産は
軍令33号及び米韓協定により韓国側に所屬を
変えられたものであり、日本側の請求権主張は

理由がない。②しかしながら、かかる在韓日
本財産の所屬変更の事実が特別取極を結ぶに
当り「関連ある」(relevant)ものとして
考慮されるべきである。換言すれば、それに
よつて韓国側の請求権がどの程度まで消滅さ
れ、満たされたかということが、取極められ
るべき問題に含まれる、と述べている。

(b) 日本側もこれにより韓国の対日請求権主張
が緩和されることを期待しつつ、本問題の打
解をはかるため、同日米國解釈を基礎とし、
日本側の対韓請求権主張(あわせて久保田発
言も)を撤回した。

(注) 対韓請求権放棄の経緯

第3次会談決裂後、韓国側は李ライン付近にお
いて日本漁船の拿捕を続行し、これによる日本人

漁夫の抑留（31年末の釜山抑留漁夫数は902人に達す）と、韓人被退去強制者の引取拒否という既成事実を形成した。これらの問題の解決のためには日韓会談の早期再開の必要が生じたところ、韓国側は再開の条件として久保田発言の撤回と、日本の請求権放棄を提案してきた。

その後の非公式会談で、請求権問題につき米国防府の解釈を基礎として日本側が対韓請求権の主張を撤回することに一致したが、韓国側は相互放棄の方式による解決方法になることを極度に警戒したため、議事録に韓国側提出の8項目を討議する旨を明記することとして韓国側を納得させた。

(4) 韓国側請求権の討議状況

問 これまで10年間で請求権問題を討議してきたとこの間に、いまだに韓国側の請求について十分討議しつくされていないようだが、それは何故か。

たしかに日韓会談は昭和27年以來現在まで6次にわたり行われてきたのであるが、請求権問題は、はじめの頃はもっぱら日本側の対韓請求権の有無を中心に議論が行われてきたので、韓国側の請求については殆ど討議が行われていなかつたというのが実状である。昭和32年の「米國解釈」を基礎とする請求権問題の解決について日韓間の合意がみあった後、韓国側請求について討議が進められることになり、第5次会談及び今次（第6次）会談において鋭意韓国側の請求について討議を行つてきたのであるが、何分問題が極めて複雑であるため、今日まで問題解明のため努力を進めてきたにもかかわらず、必ずしも明らかでない点もまだ多分に残されている状態であり、この点について会談を通じなお一層の努力を重ねて問題の解明を図つていきたい所存である。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

④ (備考) 過去の会談における韓国請求権の討議状況

1. 第1次会談 韓国側から8項目の対日請求要綱の提出があり、一応の質疑応答が行われたが、日本側からの対韓請求権の問題をめぐり、双方の主張に根本的な対立があり、会談は暗礁に乗り上げた。
2. 第2次会談 請求権問題につき、法律問題を回避して、双方で資料を持ち寄り実状を説明し合うという形で討議が進められた。(夏期休会で終了)
3. 第3次会談 久保田発言の問題を契機に会談は決裂した。
4. 第4次～第5次の間 32年12月に日本側が久保田発言及び対韓請求権の主張を撤回し、会談が再開されることになった。
5. 第4次会談 一般請求権に関する実質的討議は行われなかつた。(北鮮帰還問題に起因して中絶)

6. 第5次会談

- (a) 韓国側は過去の会談で提案した8項目の「韓国の対日請求要綱」を再提示し、日本側はこれに対して法律問題及び事実関係の両面から種々質問や主張を行い、韓国側もこれに応ずるといふ形で討議が進められたが、36年5月の軍事革命により、8項目の説明の途中で中絶する

のやむなきにいたつた。

第5次会談は、始めて韓国側請求の内容にまで立入つて質疑応答を行う段階に入つたのであるが、韓国側は日本側の資料提出要求に殆ど応じることなく、また、軍令53号、平和条約第4条、米國解釈等の法理論において双方根本的な見解の対立があつて、挙げられた成果も問題の解決点を見出すには程遠いものであつた。

(b) なお、韓国側は、8項目の請求はすべて日本の在韓財産が韓国に所屬を変更されたことを十分考慮した上で、の請求であり、米國側が「特別取極に因連がある」とした点は十分配慮済みである、として原主張を緩和する態度は全然示さなかつた。

二 第6次会談の現況

(備考) 開始に至る経緯

韓国においては、6年5月のクーデターにより、軍事政権が発足したが、この政変により、それままで継続されていた第5次会談も中断されるに至った。その後、軍部政権の動向につき、わが国としても、その推移を静観してきたが、①同政権は一応安定していることを見受けられ、②民政移管についても2年後に行うことを声明し、③米國も新政権を支持する意向を明らかにするなど、諸般の情勢を考慮の上、同年8月の韓国側からの再開申入れを受入れて、10月日韓会談を再開することとなり、第6次会談が開始された。

(4) 会談全般の概況

問 第6次日韓会談の構成とその主要メンバーを問う。

会談を構成する各委員会とその主要メンバーは次の通りである。

○ 首席代表 (日) 杉道助
(韓) 朴義煥

- 1 基本関係委員会 (開催されず) (主査)
(日) 伊閑外務省7シア局長
(韓) _____

- 2 韓国請求権委員会

① 一般請求権小委員会

(主査) (日) 宮川大蔵省理財局長
(韓) 金潤根 (弁護士)
(副主査) (日) 吉岡大蔵省理財局次長
(日) 卜部外務省参事官
(韓) 李相徳 (韓国銀行参事)

② 船舶小委員会

(主査) (日) 辻運輸省海運局長
(韓) 李天祥 (弁護士)

③ 文化財小委員会

(主査) (日) 伊関外務省アジア局長

(韓) 李秉燮(駐日公使)
李植(文化財保護委員会)

3. 漁業及び平和ライオン委員会

(主査) (日) 村田農林省水産庁次長

(日) 宇山外務省審議官
池田敏(大韓連合会(韓の))
(韓) 金禎根(弁護士)

4. 在日韓国人の法的地位に関する委員会

(主査) (日) 高瀬法務省入国管理局長

(日) 平賀 " 民事局長
(韓) 李天祥(弁護士)

問 第6次日韓会談の進行状況、成果はどうか。また、今後の進め方について政府の所信を問う。

第6次日韓会談は、36年10月20日開かれ、これまで公式会談のほか、非公式会談や専門家会合も交えて頻繁に会合を行って討議を進めてきた。

各委員会の状況を具体的にみると、

① 請求権問題 韓国側からその対日請求8項目のうち主要部分に関し、請求の根拠、内容等についての概括的な説明を受け、日本側からはこれに対する質疑を行うとともに一応の見解を表明した。

② 船舶問題 韓国籍船舶の問題について意見の交換が行われた。この間韓国側から提出された該当船舶リストにつき事実関係の調査を進めた。

③ 文化財問題 韓国側から文化財に関する要求項目の説明を行い、日本側からこの問題に対するわが方の考え方を述べた。

④ 漁業問題 漁業協定の基礎となる資源論の討議を進めた。

⑤ 在日韓人の法的地位に関する問題 永住権付与の範囲の問題をはじめ各問題について意見の交換を行い、日韓間で相

当な歩み寄りを示した。

今後の方針としては、政府としては、諸懸案に対する所要の事務的折衝を続行するとともに、これと並行して必要に応じ、政治折衝をも行い、可及的速やかに会議の妥結、国交の正常化を実現したいと考えている。諸懸案のもつ複雑な過去の経緯もあるので、会議はなお紆余曲折を免れなまいとは思いますが、日韓双方が、徒らに過去のことにとらわれず、大局的見地に立ち、互譲の精神により辛拘強く話し合いを進めることが肝要である。

(2) 請求権問題の討議状況

1 請求権問題に対する基本方針

問 一般請求権問題に対する日本側の基本方針はどうか。

一 一般請求権問題とは、平和条約第4条にもとづき、日韓間の請求権問題を解決することを目的としているものである。過去の会議において、韓国側は、朝鮮銀行を通じて搬出された地金銀をはじめとして8項目よりなる龐大な請求内容を日本側に提示し、日本側がそれらにつき支払の義務を認めることを要求している。日本側としては、平和条約第4条^上の項の規定による日

本の在韓財産の所屬変更が韓国の対日請求権の処理に当つて当然考慮に入れられるべきであるといういわゆる「米国解釈」を基礎として交渉に臨んでいる。また、日本の在韓財産の帰属に関する軍令33号についての合理的な法律解釈によれば、韓国側の龐大な請求内容の相当部分は根拠が薄弱であると考えている。第6次会議では、昨年10月の討議開始以来、韓国側請求についてのもとの事実関係の検討、法的見解の応酬を進めており、このような討議の結果、日本側として法的に支払義務があるかないかを検討し、その見解を韓国側に示して行く方針である。

(注) 池田、朴会談について

問 昨年11月12日の池田総理と朴議長との会談において、請求権問題についていかなる合意が成立したのか。

池田総理と朴議長との会談において、朴議長は、韓国としては戦争賠償のようなものを要求しているのではなく、すべて法的根拠にもとづいた要求を出しているのであると述べ、池田総理からも、日本が請求権として支払い得るものは十分法的根拠のあるものでなければならぬという日本側の立場を説明した。この点に池田、朴会談の合意があったわけである。そこで、結局、何が十分に法的根拠のある請求かということが問題となるわけであり、この点については一般請求権委員会における討議を通じて決まらるることになる。

(日本側としては主として郵便貯金、恩給、徴用者の未収賃金等の支払を考慮することになるものと考えている)。

2. これまでの討議状況

問 日韓会談における請求権問題の討議状況はどうか。

請求権問題については、昨年10月以来これまでに10回の委員会(外に専門家会合5回)を開催し、韓国側から対日請求要綱の第6項目までの請求の趣旨と金額とについて説明を受けた。またその間専門家会合を通じて郵便貯金、簡易保険、焼却通貨、被徴用韓国人、等についての一応の資料を提出している。これに対し、日本側から法的問題、事実関係の両面について種々質問を行うとともに、わが方の一応の見解を示してきた。しかし、なお残り2項目についてはまだ韓国側の説明が全く行われておらず一応説明のあった項目についても、まだ十分に問題を討議し、事実関係を明らかとしたとはいえない状況にある。請求権問題についてはいまましばらく事務折衝を続けていくべき段階であると考えられる。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

(3) 請求権問題解決の困難性

④ (備考) 韓国請求権を「請求権」として問題の解決を図ることは極めて困難なことがあらであり、韓国側との間に妥結点を見出すのが容易でないことはもとより、仮に妥結した場合に国会等への説明がつかなくなること、これも多分に予想される。すなわち、

1. 日韓会談の請求権処理にあたって、韓国側が支払いを請求し日本側がその支払いに応じ得るものは十分に「法的根拠」のある請求権に囁られるということは、昨年11月の池田総理、朴議長との間の会談において日本側の立場として説明したところである。わが方としては請求権委員会においてこの趣旨に従い、討議を続けてきた。
2. しかしながら、これらの討議の結果や日本側関係機関による資料の検討によれば、日本側が十分に法的根拠があり、所要の証拠書類の整ったものとして認め得るものは極めて少額にすぎなくなると考えられるに至った。多少とも相手が納得できるような解決を図らうとすれば、所詮、十分な法的根拠、証拠書類を伴わない概括的なものとなり、^(敵害の賠償等)「請求権」という名にそぐわなくなってしまう。このように解さざるを得なくなつた理由としては、

請求権問題解決の困難性

- ① 終戦後10数年を経、動乱による資料の亡失等もあつて事実関係の確認が極めて困難なこと。
- ② 恩給法等関係法規が朝鮮の独立とどういふような事態を予想していないため、その適用の有無に問題があること。
- ③ 南北鮮を区別し、韓国分のみを支払うべきであるが、その区別は概括的にならざるを得ないこと。
- ④ 米國解釈をいかに考慮して問題を解決したか、説明が難しいこと。
- ⑤ 韓国政府に対する一括支払の場合、個人請求権の支払という説明が難しいこと。
等が挙げられる。

(付) 韓国の対日請求要綱(いわゆる8項目)

韓国の対日請求権の内容を示す。

会談において、韓国側が8項目の対日請求要綱として示してきたものは、次の通りである。

1. 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する
本項の請求は1909年から1945年までの期間中に日本が朝鮮銀行を通じて搬出していつたものである。

2. 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮總督府債務の弁済を請求する。

本項に含まれる内容の一部は次のとおり。

(1) 通信局関係

(2) 郵便貯金振替貯金為替貯金等

(3) 国債及び貯蓄債券等

(4) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

(5) 海外為替貯金及び債券

(6) 太平洋米國陸軍總司令部布告第3号によつて凍結された韓国受取金

※ (1) その他

※ (2) 1945年8月9日以後日本人が韓国内各銀行から引

出した預金額

※(3) 朝鮮から収入された国庫金の繰付資金のない歳出に

よる韓国受取金関係

※(4) 朝鮮總督府東京事務所の財産

※(5) その他

3. 1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金
目の返還を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む。

(1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から在日東京支店振替又は

送金された金員

※(2) 8月9日以後在韓金融機関を通じて日本へ送金された

金員

※(3) その他

4. 1945年8月9日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む。

(1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によつて閉鎖清算された

韓国内金融機関の在日支店財産

- (2) SCAPIN 196.5 号によつて閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財産
- ※ (3) その他

5 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む。

- (1) 日本有価証券
- (2) 日本系通貨
- (3) 被徵用韓国人未収金
- (4) 戦争による被徵用者の被害に対する補償
- (5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
- (6) 韓国人の対日本人又は法人請求

※ (7) その他

6 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に関する原則。

本項の内容は、韓国人（自然人及び法人）の日本政府

又は日本人（自然人及び法人）に対する権利であつて、要綱第1項ないし第5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども個別内に行使用することができるとを認定することである。

7 前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。

8 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6カ月以内に終了すること。

（備考）

1 この請求要綱（概略説明）は、第5次会談の請求権委員会で韓国側から提出されたものが、その後第6次会談で一部修正が行われた。

2 修正が行われたのは、要綱6で、従来は次のような内容となつていた。

「韓国法人又は韓国自然人所有の日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定することを請求す。

本項の内容は1945年8月9日現在韓国人又は
は自然人が所有していた日本法人の株式又は証券は
今後も引き続き有効なものと法的に認定するようによ
よとということである。」

なお上記請求要綱のうち、①要綱78項の2項目に
ついては、また説明が行われておらず、②また※印を
付した項目は、第6次会談で韓国側から討議を保留
する旨の申出があつたものである。

三、請求権の具体的内容

——韓国側請求内容と日本側の見解——

韓国側請求の内容について、各項目別に具体的に説明せよ。
またこれについての日本側見解を問う。

韓国請求要綱8項目について、韓国側の請求理由及び請求額、
ならびに日本側のこれに対する見解と一応の推算額は次の通り
である。

要綱 1 日本が1909年(明治42年)日韓合併の年から1945年(昭和20年、終戦の年)までの36年間に韓国から持出した地金銀の返還請求

(韓国側主張)

1 理由

① 日本は、この期間に韓国生産の金の大部分を搬出したが、これは、地金銀の経済的機能からみれば、韓国経済を日本経済に隷属させるための行為であり、日本の利益だけを考えたものであるから不当である。

② これらの搬出は一応法律に基づく行為であるとはいえ、かかる立法自体が不当であり、合法を仮装したもので不当である。

③ 特に太平洋戦争開始以後は賦納・供出の名目のもとに強制的に持出したのであって、不当である。

2 金額

地金 249.9トン余

地銀 67.7トン余(何れも預物)

④

① 従来は当時の日本の買入価格での買戻を主張して

たが、今回は現物返還を要求している。

② 地金の買入価格累計(明42~昭20)は、鮮銀買料では577百万円(昭8までは銀を含む。なお資料の関係で確実度不詳)、終戦時評価額96.2百万円(1円=3円85銭)、現在評価額101.2億円(1円=405円)となる。

③ 銀評価(現在)74.8百万円(1円=111千円)

(日本側主張)

下記理由により、この請求は法的根拠がないとして、

拒否

① 地金銀の売買は、朝鮮銀行法に基く業務の一環としての行為であり、かつ、同法によれば鮮銀が地金銀を全額保有すべき必要はなかつたから、不当とは考えない。

② 価格も当時の内鮮一本の価格によつており、不当な廉価ではなかつたから、この点からも不当性はない。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

振替貯金韓国人分（南北とも） 1 1 1 1 百万円

郵便為替（ " ） 6 7 "

計 1 1 9 7 "

（ 1 9 4 5 年 9 月 1 5 日 現在 ）

① 従来は、過剰金残高請求の形をとっていたのが、今次会談では個人預入分の請求という形になった。

② 韓国側は、9月15日現在の残高総額を推算し、これに日韓比（0.12対0.88と主張）を用いて上記のように算定

③ 上記韓国人分には、南北鮮の区分はなく、韓国側は、南北鮮問題に触れられるのを回避しており、以下全要網を通じてこの態度は一貫している。

（日本側主張）

——韓国大預入残高を確認のうえその支払を考慮するが、その金額は下記のとおり、推算する。

郵便貯金韓国人分 1 5 4 百万円

振替貯金 " 1 0 3 "

郵便為替 " ? "

計 2 5 8 百万円

要綱2 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務

のうち、とりあえず、通信局分として下記の升済請求

(a) 郵便貯金・振替貯金・為替貯金等

(b) 国債及び貯蓄債等（要綱5の有価証券に含める）

(c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

(d) 海外為替貯金（及び債券は要綱5の有価証券に含める）

(e) 米軍布告第3号によつて凍結された韓国受取金

（注）従来は、この他

① 1945年8月9日以後の在韓日本人の預金引出額

② 郵庫金の裏付資金のない才出に對する韓国受取金

③ 朝鮮總督府東京事務所の財産

を挙げているが、今回は討議留保

A 郵便貯金・振替貯金・郵便為替

（韓国側主張）

1 理由

韓国人個人が預入した1945年9月15日残高相当額分を韓国政府に支払うことを請求する。

2 金額

郵便貯金韓国人分（南北とも） 1 0 1 9 百万円

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

(日本側主張)

韓国人個人の契約書に支払うに当たりに朝鮮銀行の特別会計があつた点を考慮して、同会計から預金部に吸い上げた金額のうち、韓国人(高鮮のみ)に対応する部分の返還を考慮するが、その金額は下のとおり。

6.7 百万円)

- ④ ① 日本側の預入金残高 1 2 4 百万円 (4 5 年 1 1 月 末 日現在) に、日韓比 (簡保は 2 対 8、年金は 7 対 3) を乗じ、更に南北韓人口比 (7 0 対 3 0) を乗じて推定

- ② 3 6 年 9 月現在までの利息は 1 2 百万円 (年利 1 %)
- ③ 本文と同様論法でいけば後述要綱 5 の日本有価証券のうち、簡保年金会計が購入した登録国債について、その韓国人分の返還も考慮すべきか。

C 紐外為替貯金

(韓国側主張)

理由

韓国地域外に居住していた韓国人の郵便貯金・振替貯金

上記試算は、何れも 9 月 1 5 日残高推計に対し、推

定日本人残高を控除し、これに南北韓人口比 (7 0 対 3 0) を乗じている。

② 上記に対し 3 6 年 9 月現在までの利息は 1 9 6 百万円 (年 3.6 %)

B 朝鮮簡易生命保険及郵便年金

(韓国側主張)

理由

朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計から預金部に預入した 1 9 4 5 年 9 月 1 5 日現在残高の韓国人分相当額の返還を請求する。

2 金額 (南北とも) 1 3 5 百万円

① 韓国側は、預入金推定 1 4 8 百万円に対し、日韓加入者比 0.09 対 0.91 (4 5 年 8 月末現在の日韓加入者月額保険料比率と主張) を用いて算定

③ 郵便貯金等と異なり、預金部預入金を挙げたのは、当該特別会計の存在した事実に着目したものと考えられる。

郵便為替・簡易生命保険及年金の支払を請求する。

2 金額 70百万円

① 韓国側は戦後の帰還者から申告せしめた合計額と主張する。

② 従つて、事実上は、帰還者分のみの集計ということになる。

(日本側主張)

わが方としては、資料を持ち合せていないので、上記の詳細を聞かなければ、理論的にも計数的にも意見の表明ができないとして、現在態度保留。

D 凍結された韓国受取金

(韓国側主張)

1 理由

① 1945年9月16日以降、韓国政府が、日本政府のために立替支払をした郵便貯金・振替貯金・郵便為替および恩給の金額の穴埋めを請求する。

② 同年9月16日以後は布告で海外軍引が禁止されていた

ので、軍令33号で韓国側に帰属した旧日本側資金で立替えざるを得なかつたものである。

2 金額 45百万円

(日本側主張)

軍令33号は、1945年12月6日公布施行されたものであるから、日本財産の役収は同日よりも前に遡及効を有しないと考えられ、従つて、同日以前の上記支払は、韓国政府は単に日本側の事務を代行したに過ぎず、立替を云々されるいわれはないとして拒否。

要綱3 1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員
の返還を請求するが、具体的には

- (1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から東京支店に振替送金された金員、即ち登録国債の付替分については、要綱5の有価証券に含める。
- (2) 8月9日以後在韓金融機関を通じて日本に送金された金員は、今回は討議留保

要綱4 1945年8月9日現在、韓国に本社、本店又は主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。

(韓国側主張)

理由

① これら法人は終戦前から韓国法人であり、その在日財産は有体財産をも含めて当該法人のものであるから、その返還を請求する。

② 在日財産の帰属は軍令333号に關係はない。ただこれら法人の日本人株式会社は、すべて韓国にあつたので、軍令333号で全部没収されたと考へるのが至当であつて、その株式が可分性のものであるとは考へられない。

2. 金額

日本側の清算処理の説明を聞いたうえで実際の請求額を決めたいとして明示せず。

(日本側主張)

下記理由から韓国側の主張は不当である。

① これらの法人は、地域的にも、根拠法令の上からも、日本法人であつて、これらの在日財産の帰属は、私有財産等

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

② 現金に対する金利は、各社供託時期が区々であるので、

未詳

重の原則と國際先例から判断すべきものである。

② しかしるときは、韓国側がこれらの法人の財産が韓国側に帰属するとの主張の根拠は、軍令るる号にあると考える他はなく、しかも、軍令は、その性格から、韓国領域外に所在する財産にまで及ぶとは考えられないから（地域論）、在日財産には及ばない。

③ 一方、戦後、SOA PINにより、日本側は、在日財産に關する清算を命じられており、これが整理は大部分の会社について完了している。

したがって、韓国側に返還すべきものがあるとするれば、旧韓国人株主のために留保した現金又は第二会社の株式であつて、これらについては、現に保管中である。

(付) したがつて、当方としては、在日財産の返還請求を前提としては、在日財産清算の状況を韓国側に説明する必要はないと考えられるが、差支えない限りの資料は提供することとしている。

④ 日本側留保の金額は次のとおり

現金	7,800百万円
株式額面	31,966(71千株)

計 39,766百万円

要綱5. 韓國法人・自然人の日本國または日本國民に対する日本

國債、公債、日銀券、敬教用韓人の未収金、補償金および

その他の請求權の弁済を請求する。具体的には、

- (1) 日本有価証券
- (2) 日本系通貨
- (3) 被徵用韓人未収金
- (4) " 補償金
- (5) 韓國人の對日本政府請求恩給關係その他
- (6) 韓國人の對日本人または法人請求

A 日本有価証券

(韓國側主張)

1 韓國側の列挙する種別金額は下のとおり。()内は現物	
日本國債	7,371百万円 (340)
朝鮮食糧証券及食糧証券	152 " (152)
日本貯蓄券	18 " (18)
政飯保証社債	833 " (0.5)
日本地方債 (横浜市債)	1 " -
日本社債	261 " (8)
貯蓄および報國債券	4 " (4)

その他証券

92 " (92)

計 8,735 " (617)

2 上表のうち、朝鮮銀行所有國債58億円については、

① そのうち4.5億円は、45年8月25日に本店から東京支店に付替られたもので布告3号、軍令2号に照して無効であり、また、これら布告・軍令に關係なしとしても、本支店間に債權債務關係を生じたので決済を要する。(要綱3(1)に掲げた事項)

② そもそも5.8億円の國債は、辭銀券の發行担保であつたもので、然りとすれば、これが日本側に帰屬したとするならば、結局、日本は要綱1の金を無償で取得した結果となるのであつて、明らかに不当である、と主張する。

(日本側主張)

1 上記有価証券のうち

① 登録分

(イ) 閉鎖機關、在外会社所有分は、登録地たる日本に所在

し、在日財産であり、軍令33号もこれには及ばない。(要綱4で述べた通り)から、返還は不要。

(ウ) 通信部所有分は、總督府財産なるが故に韓國側に帰屬

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

① 他証券

計 228百万円

① 上記金額は、韓国側に未提示(37-2-2-0-現在)

② 登録国債は、朝鮮を支払地とする登録国債233百万円から、通信局保有177百万円中の日本人分(17% × 20%)を差引いた残額に南北韓比(70%)を乗じて算定。

その他国債は、昭23大蔵省管理局調156百万円に南北韓比(70%)を乗じて算定。

その他証券は、勸銀調推定158百万円(社債を含まず)から、通信局分8百万円(民間からの買上分)を差引いた残額に南北韓比(70%)を乗じて算定。

③ 上記額面金額に対する36年9月までの利子は、146百万円(年4%)

④ 外務省積算

韓国側の主張する現物は社債を除きすべて支払う立前で積算している。

日本国債	340百万円
食糧証券	152 "
日本貯蓄券	19 "
政府保証社債	1 "
貯蓄、報国債券	4 "
その他証券	22 "
計	608(利息389)

するといふなら、韓国優先に反するとして反対であるし、軍令は、上記(イ)と同様効力が及ばないから、何れにせよ返還は不要

① もつとも、朝鮮簡保特別会計の資産運用によるものであるから、韓国人加入者に相応する分は返還すべきであるとの韓国側主張があつた場合は、あるいは、要綱2の簡保預入金と同様に考慮すべきか。

(イ) その他のものは、本来韓国人の所有であれば考慮する。

② 現物分

現物提示を条件に考慮

③ 昨額所有国債(すべて登録)については、本文の登録分(イ)の原則で説明できるし、本支店間債権債務関係や鮮銀券発行担保云々の理窟には、日本法人たる鮮銀の処理につき韓国側の発言する余地なきものと考えらる。

2 上記原則により、推定できるものは、

登録国債 14百万円

その他国債 10-9

B 日本承通貨

(韓国側主張)

下記の支払を請求する。

日銀券	1,491百万円 (焼却分)
"	6 " (現物)
政府紙幣	23 " (焼却分)
"	1 " (動乱中焼却)
日本軍票	0.2 " (焼却分)
日銀小額紙幣	0.2 " (動乱中焼却)
中国儲備券	1 " (焼却分)
計	1,525 "

(日本側主張)

1. 日銀行員立合で焼却したもののうち、
 - ① 日銀券、政府紙幣で流通過程にあつたものは考慮する。
 - ② 軍票、儲備券は流通地域当局との間で解決すべきで韓国側に重ねて責任を負いたくない。
 - ③ 鮮銀への寄託分は控除すべきである。
2. その他については現物確認のうえ考慮する。
3. 日本側試算は次のとおり。

日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除) 1,511百万円

" (現物——韓国側数字) 6 "

1,517 "

④ 外務省積算は下の通り

焼却日銀券	1,491百万円
その他現物等	30 "
	1,522 "

C 被徵用韓人未取金

(韓国側主張)

1. 未取金として 237百万円を請求
2. 本件については、1950年10月21日付司令部警簡の掲載金額をとつた。(韓国側は、徵用者に軍人軍属を含む)

(日本側主張)

1. 上記司令部警簡は、日本政府の報告数字をとつてゐるが、重複部分があり、ネット143百万円(大部分が軍人軍属)で、うち朝連等に支払つた分3百万円は控除の要がある。
2. 南北鮮比率70%を用いれば日本側積算としては、9.8百万

万円となる。

① 上記の36年9月までの利息 3.8百万円 (2.4

%)

② 本文数字は、未提示 (37年2月17日現在)

③ 外務省積算

徴用労働者の9.5%
(143-3) × 9.5%
が朝鮮出身とみる

D 被徴用韓人補償金

(韓国側主張)

1. 太平洋戦争前後を通じて労働者、軍人軍属として日本に徴用された韓国人の生存者、死亡者、負傷者に対する補償を請求する。

2. 具体的な請求金額は下の通り。

生存者	95万人	@ 200円	計	186百万円
死亡者	77	@ 1,650 "		128 "
負傷者	2.5	@ 2,000 "		50 "
計				364 "

3. 上記人員数の根拠として韓国側は、戦略總署調査団報告書

他10点の統計表を掲げている。

ちなみに

強制徴用者	667千人	内	死亡負傷	19
軍人軍属	36.5	"	"	83
計	1032	"	"	102

(日本側主張)

日本側としては、当時の法的地位から、日本人と同様の取扱を行わざるを得ない。

しかるときは、生存者への補償は行えず、死亡、負傷者に対しては、未私分ありとすれば、前項0、未収金内に計上されたいと考えられる。

なお、軍人は、次項E、恩給の項で考慮すべきである。

② ① しかし終戦時の現在員に対して日本への引揚者同様の趣旨で何等かの保護措置を行うとすれば、引揚者給付金をもつて便宜これに代えるのも一方法であろう

しかる場合の積算は、 2,248百万円

その根拠は、

$$3.65 \text{千大} \left(\frac{\text{当時の非公式記録の雇員労働者}}{\text{}} \right) \times \frac{1}{2} \text{ (朝鮮帰還率推定)}$$

$$\times 17.6 \text{千円 (給付金20才} \sim 50 \text{才実績平均)} \times 70\% \text{ (南鮮人分)}$$

② 外務者試算 10,184 百万円
 一般労働者 6,940
 (365千人 × 20千円 × 95%)
 復員軍人軍属 2,700
 (192千人 × 20千円 × 70%)
 死亡軍属 544
 (15.5千人 × 5.5万円 × 70%)

③ 徴用者人員数については、日本側としても資料蒐集に努
 力中であるが、的確な計数は把握し得ていない。

五 恩給その他

(1) 恩給
 (韓国側主張)

1. 下の金額を請求する。

	(人 数)	(金 額)
年 金	3,512名	289百万円
一時金	20,268	16
	55,388	306

2. これについて、下のように補足説明している。

① 上記には、軍人軍属の普通恩給を含まず、傷病恩給および遺族扶助料は、D、補償金に含ませてあるのて訂正してない。また、国庫支弁、地方費支弁の明細は不明であるが、1947年米軍政府調査資料に基いており、所属官器別は分る。
 ② 終戦前の既裁定分および終戦当時申請中の分につき、終戦から20年間の積算した。

(日本側主張)

- 方針としては、
- 既裁定に限定せず(終戦時未裁定を含む)
- 国庫負担分のみ
- 平和条約発効時までを考慮する

(付) 軍人については、日本内地における軍人恩給の適用状況に応じて考慮し、軍属については、未復員者給与法を適用するはかないが、後者は、秘密には、未収金の中に含まれていると観念せざるを得ない(ちなみに未収金は昭和28年までに供託は一応終り、当時すでに未復員者給与法は 施行されていた)

③ 外務省積算

- 方針 1) 終戦時未裁定分を含む(上記本文と同じ)
 2) 地方費支弁を含む
 3) 失権時(平均昭和66年まで)を支給期間とする

積算 1,196.0百万円(利息は計算せず)

(2) 帰国韓国人寄託金

(韓国側主張)

- 1 下記のとおり返還を請求する。
 1) 税関預託通貨類 1,051.0千円
 2) 鮮銀券と交換した日銀券 48,714 "
 3) 旧朝連寄託分 54,550 "
 計 1,137,774 "

2. 上記のうち、
 1) は韓国人が戦後帰国にあたり日本税関に寄託したもので1951年9月9日付大蔵省書簡に表示されている。
 2) は韓国人が帰国に当りその持っている日銀券と交換した鮮銀券を交付したが未決済のままとなっている。

2. 日本側積算

① 国庫負担の平和条約発効時まで

既裁定分	284百万円
未裁定分	280 "
	564 "

② 恩給局議による恩給試算下のおり(平和条約発効時まで)

	国庫支弁	地方費支弁
恩給局長裁定	恩給局長裁定	恩給局長裁定
文官...	144 (2,228) 百万円	22 (540) 百万円
軍人...	0.152 (176) 百万円	13 (349) 百万円
未裁定	398百万円 (9,132人)	
既裁定	1259 (5,485) 百万円 (南北鮮区分なし、内地居住者を除く)	

③ 本文試算にあたっては、上表のうち国庫支弁の70%をもつて計算した。利息は338百万円(年利5%)なお、韓国側には、上表①の国庫支弁既裁定分(内地居住者を含み、南北鮮の区分なし)を提示す。

ハ) は、旧朝鮮の財産が戦後日本政府に差押えられたが、その内に含まれている筈である。

(日本側主張)

1. イ) 口) については、事実を承認の上考慮する。
ハ) については、区分不詳であるから確認に由らないことであるが、仮りにあつたとしても、GHQの指令による処分であり、かつ、国家財政に収入後は、内地朝鮮人の福祉に振り向ける趣旨で支出したのであるから、重ねて責任を負う必要はない。

2. 日本側積算は次のとおり

寄託通貨類 1,451,479,548

交換朝鮮銀券 48,714,400

旧朝鮮 63,228,795,48

① なお、旧朝鮮は処分収入額調査中なるも未詳(2.17現在)。また、当時の帰国事情から上記はすべて南鮮分のみならず

② 外務省は朝鮮関係を除き韓国側主張を是認
600百万円

① 日本人への請求(具体的には民間生保への請求)

(韓国側主張)

1. 終戦まで加入していた韓国人の生命保険関係債権を清算して欲しい。
具体的には、加入者の責任準備金4億3,800万円(関係19社)を請求する。

2. 当時半強制的に加入させられていたのであり、事実問題として国交回復後の解決は難しいであろうから政府対政府の問題としてその際請求する。

(日本側主張)

私人対私企業の関係であり、要綱6に該当する他の事項とも関連があるので、これだけ抽出して論ずるのは妥当でない。

① 出来れば何等かの論理を構成して放棄せしめたい。

② 当方の調査によれば

1 進出会社 18社

□ 在鮮資産

現金預貯金 7,470千円

有価証券 13,890千円

要綱 6. 韓国人（自然人及法人）の日本政府又は日本人（自然人及法人）に対する権利の行使に關する原則

（韓国側主張）

1. 要綱 1 ないし 5 に含まれないものは、韓日会談成立後といえども個別的に裁判等によつて行使することができるときを認定してはしい。
2. なお、この場合、国交正常化までは、時効は進行しないものとしてはしい。

（日本側主張）

1. 今回の日韓会談は、請求権に關する戦後処理を一切片付けようとの趣旨に基いて開かれているものであり、いま、このような留保事項が出ることは、国交正常化のためには面白くないから拒否したい。
2. 技術的にも、軍令 33 号との関連、時効中断の不安定性私的債権取扱上の不統一貫性等问题が極めて多い。

不動産動産	4,638	千円
貸付金	2,31	"
その他	4,409	"
	158,653	"

南鮮人分責任準備金

45 百万円 (推定) (108 百万円 $\times 60\% \times 70\%$)

要綱7. 利息を付けよ

(韓国側主張は未詳)

要綱8. 妥結後6カ月以内に完済せよ

(韓国側主張は未詳)

(補) 韓国側は、要綱6の説明を行ったのち、次の注目すべき発

言を行った。

(1) 現在までの提示額は便宜上円貨であるが、支払に当つては、1945年の対米レート具体的には、1.5円対1ドルにて請求する。

(2) 現在までに討議を留保した事項および「その他」項目は、放棄を意味しない。

(3) 現在までの発言の要旨、数字、資料等について錯誤があつた場合はいつでも訂正させてほしい。

(日本側所見)

特に(1)は、ドル約款的な意味を有するもので大問題である。具体的な支払方法(財貨・債務で支払うか、現金で支払うか等)の決定とも関連することではあるが、1945年レート(しかもこれは公定レートではない)で換算すべき事由はな

いと考える。

(別紙)

日韓請求権金額積算一覧表

(37. 2. 17現在)
(単位 百万円)
(外務省試算)

(要綱)	(韓国請求)	(当省試算)	(外務省試算)
I 地金銀	地金 2,491トン 地銀 67 (評価額 1,020億円)	0	0
II 通信局関係			
1. 郵貯等	1,197	258 (196)	258 (196)
2. 簡保年金	135	67 (12)	67 (12)
3. 海外為替貯金	70	?	?
4. 債結受取金	45	0	?
III 在韓法人在日財産	?	旧株主留保額 39 (?)	39 (?)
IV 対日本人(政府)請求			
1. 日本有価証券	8,735	228 (146)	608 (389)
2. 日系通貨	1,525	1,517	1,522
3. 未収金	237	98 (38)	133 (52)
4. 補償金	百万ドル 364	(2,248)	10,184
5. 恩給	306 (338)	564	11,960 (利息未計算)
寄託金	113	63	60
6. 民間生保	438	0	0

合計	1,280.1 百万円	① 補償金除外	
他	364 百万ドル	2,834 百万円	
地金銀現物	評価額	(-730)	百万円
1,020 億円			2,485.1
			(-64.9)
		② 補償金含み	
		5,082	
		(730)	

① ドル評価額 (1ドル = 360円)

韓国請求額
1,003 百万ドル
(1ドル = 15円では
15億ドル)

日本側試算
① 9.6 百万ドル
② 1.6 百万ドル

外務省試算
~~71 百万ドル~~

② 上表中()内は、36年9月までの利息外蓄を示す。

(付) 韓国請求権に対する大蔵、外務両省案の相違について

問 韓国請求権の金額の算定について大蔵省と外務省の間で著しい相違があるといわれているが、その理由を問う。

御説のような、韓国請求権の金額についての正式の大蔵省案、外務省案といったものは存しない。ただ、事務当局の一部で交渉を進める上での参考として仮に試算したことがあるが、この問題については、何分にも戦後10数年を経過し、またその間に朝鮮動乱により資料を亡失したこともあつて正確な事実を把握することが至難である上、さらに朝鮮の独立という事実に対する国内法の適用についてどのような解釈で臨むかという極めて困難な問題がある。このように事実関係、法的解釈についてまだ不明な点が多々残された状況で、一応の試算が行われたものであつて、この点について両省の間に若干の解釈の相違があつたために金額の算定に相違を生じたものである。

しかしながら、これらの試算はあくまで仮の計算にすぎないものであつて、政府としては、今後の会議における討議を通じて事実関係の一層の究明や法的解釈の統一を図つた上、妥当な金額を見出して行きたい所存である。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

をとおして計算したこと。
2. 外務省が総理に提出した資料(3.7.2.7.F日韓請求権の今後の進め方について)中の数字について

○外務省は上記資料中で、外務、大蔵両案について次のように示し、大蔵案約1,000万ドル(補償金の計算を代入していない)、外務案約1億ドルとしている。

⑩(備考) 1. 大蔵省案、外務省案の相違点について(別紙参照)大蔵案と外務案の相違は、主として①軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金(Ⅳの(4)補償金)及び②恩給(Ⅳ(6))に関する査定額の差によるものであり、その他の大部分の項目については両省案の数字に殆ど差はない。両省案の相違点が生じた理由は次の通りである。

① 徴用労働者及び復員軍人軍属について実定法上何らの措置もとられていないのが現状であるが、例えば引揚音給付金に準じた見舞金を支給してはどうかとの考え方があり、これをどの程度まで、またどの範囲の者(人数)に支給するかについて両省の算定基準が異なつたこと。

② 朝鮮人に対する恩給支給の措置につき、国費が喪失するときまでとするか、喪失後も支給を続けることとし失権するときまでと考えるかについて、両省案の考え方が異なり、大蔵案は一応昭和27年4月(平和条約の発効時)までとし、外務案は、昭和66年頃まで

四、その他問題

(1) 平和条約に関する「米國解釈」と日本側口上書

(備考) 「米國解釈」の出された経緯

イ、日韓会談においては日韓両國の間に軍令

33号の解釈の相違にもとづく日本側請求
権の有無に関する争いがあった。この間、

昭和27年4月にアメリカ國務省の駐米韓

國大使宛書簡が発出され、韓國側に有利な

解釈を示していたが、32年にいたり、抑留

者の相互釈放及び日韓会談再開の条件とし

て日本側が米國政府の見解を基礎として従

来の対韓請求権主張の撤回をなすこととな

り、上記27年4月の書簡とは別に新たな

ノートが発出を求めることになった。そこ

で32年12月31日に「平和条約第4条

の解釈に関する米國政府の見解を伝えた在

日米大使の口上書」が日本側に示された。

ロ、日本側は、同日この見解を基礎として

「在韓財産に対する請求権主張の撤回」を

内容とする口上書を韓國側に渡した。

○韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定

項目	A	B	案	案	1月10日 大蔵省試算
一 地金	0	0	0	0	0
二 逓信局関係	325	325	325	325	325
三 送金返還	208	208	208	208	208
四 韓國人株主分配金	22	22	22	22	22
五 (1) 有価証券	608	4,560	4,560	228	228
	389	2,918	2,918	146	146
(2) 日本系通貨	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
(3) 未収金	133	133	133	133	133
	52	52	52	52	52
(4) 被爆用者補償金	2,0149	2,0149	2,0149	2,0149	2,0149
(内訳) 労務者見舞金	6,103				
復員軍人軍服見舞金	2,895				
死亡軍人軍服弔慰金	776				
死亡軍属年金	9,900				
軍医障害年金	475				
(5) 恩給請求	12,117	12,117	12,117	1,006	1,006
寄託金	60	60	60	81	81
計	35,591	42,072	42,072	3,680	3,680
	万ドル	万ドル	万ドル	万ドル	万ドル
	(2,888.6)	(1億1,687)	(約1,022)		

1 米国解釈

問「米国解釈」とはなにか。その内容を説明せよ。

平和条約第4条に関しては、昭和32年12月31日、サンフランシスコ平和条約第4条b項の処理の当事者であり、また同条約の起草に重要な役割を果たした米国政府がいわゆる「米国解釈」を発表し、日韓双方ともこの解釈を承認した。

米国解釈の内容とするところは、次の通りである。

① 在韓米軍政府の指令(軍令33号)及び平和条約第4条b項により、在韓財産に対する日本の請求権は消滅した。

② しかしながらこの事実は特別取極を考慮する際に「関連がある」(relevant)。すなわち在韓日本財産を韓国政府が引取ったことにより、いかなる程度まで日本に対する韓国側の請求権が消滅し、または満たされたと認めるかについての決定を、上記の特別取極は含むものである。

ハ、なおこの米国解釈は、当初不公表とされ
ていたが、36年3月9日、当時から相当時
日も経過し、情勢も変化したとの理由で公
表された。

(注) 「米國解釈」については、日韓双方に次のような見解の相違がある。

問 「米國解釈」の解釈について日韓両国間に見解の相違があるといわれているのは事実か。

1. 日本側としては、日本の旧在韓財産に対する請求権の主張は撤回したが、「米國解釈」に明らかに記されているごとく、日本の在韓財産が処分されたという事実は、韓国の対日請求権処理に当つて考慮に入れられるべきであり、具体的には韓国側の提示している対日請求8項目のうち、韓国側に請求権ありと認められるものについても、この事実によりある程度消滅する、と考えられ、会談に当つては、その程度の決定も当然協議の対象になると考えている。
2. 韓国側は、これに対し、対日平和条約草案発表前に韓国政府が用意していた対日請求権の金額は尨大であつたが、平和条約第4条b項により、日本が在韓財産に対し有効な請求権を主張しないとの規定を認めたので、その大部分を削り、いわゆる賠償ではなく、請求権としての法的根拠のあるものに限つて提示したのが8項目なのであり、従つて「米國解釈」により8項目の請求額が変更にはあり得ないと主張している。

(資料) ○米國解釈

平和条約第4条の解釈に關する米國政府の見解を伝えたる在日米國大使の口上書

アメリカ合衆國大使は日本國外務大臣閣下に敬意を表するとともに、日本國と大韓民國との間の請求権の解決に關する日本國との平和条約第4条の解釈に關するアメリカ合衆國政府の次のとおりの見解の表明を傳達する光榮を有する。

國務省は、1952年4月20日付けの韓國大使あての書簡において、日本國との平和条約第4条を次のとおりに解釈した。

合衆國は、日本國との平和条約第4条(b)並びに在韓國合衆國軍政府の関連指令及び措置により、大韓民國の管轄権的財産に關する日本國及び日本國民のすべての権利、権限及び利益が取り去られたという見解である。

したがつて、合衆國の見解によれば、日本國はこれらの資産又はこれらの資産に關する利益に對する有効な請求権を主張することができない。もつとも、日本國が平和条約第4条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、合衆國の見解によれば、平和条約第4条(c)に定め

られている取極を考慮するに当たつて関連があるものである。

合衆国政府は、前記の見解を引き続き有している。この見解及び平和条約の該当条項の背後にある理由を説明することは有益である。朝鮮における独立国家の設立のためには日本国とのまぎなをきいに、から、完全な断ち切ることが必要と思われたので、合衆国軍政府の管轄権内の朝鮮の部分内の日本財産は、所属を変ぜられ、その後大韓民国に移転された。所属変更命令及び移転協定の意図するところは、韓国の当局に前記の財産を完全に支配させることにある。権原の所属の変更と補償の問題とを区別することは法的見地から可能であると認められるが、合衆国政府は、日本国の補償に対する請求権は、当該事柄の下において、所属変更命令、移転協定及び平和条約第4条(d)の言辭、論理及び意図と両立しないものであると考える。

平和条約の起草者は、日本国及び日本国民に対する韓国の請求権が問題となつた時に、この請求権が韓国内の日本財産の所属変更によりすでににある程度消滅されたことが明らかであつたにもかかわらず、平和条約中に解決

を定めるには、十分な事実も、また、適用される法理論の十分な分析も有しては考へなかつた。したがつて、他の日本国の旧領土の場合に同様に、平和条約の起草者は、これらの問題を全く関係国間の取極にゆだねた。平和条約の起草者は、第4条(c)にいう特別取極において当事国は韓国内の日本財産がすでに所属を奪はれたことという事実を考慮に入れるのであると考へ、このために、このような処理が特別取極を考慮することに當つて「関連がある」ものであると前記の見解において表明した。したがつて、韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本財産を韓国政府が引き取つたことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなるらう。

合衆国が1952年4月29日付けの韓国大使宛ての国務省の書簡に述べた解釈を示したことは、平和条約の規定に対する合衆国の責任からして、適當であつたと考へられる。しかしながら、平和条約に定められている特別取極の締結に当たつて、韓国内の日本財産の処理が当事国によりまさしくいかに考慮されるべきかについて合

衆國が意見を表明することは、適當とは思われない。特別取極は、關係再政府間の問題であり、かかる決定は、當事國自身又はその決定を當事國が委任する機関のみが、當事國の提示することのある事実と適用される法理論とを十分に検討した後に行なうことができないものである。

アメリカ合衆國大使館

1957年12月31日に東京で

(注解)

1 「在韓國合衆國軍政府の関連指令及び措置」とは何を指すのか。

① ① ここで直接関連を有するのは、在韓日本財産を最終的に処分したと解される軍令第33号(1945.12.6)であつて、当該日本財産に関する権利、権限及び利益はこの軍令によつて原所有者から奪われた(divest)ものである。

② なお、この財産処分に関連を有するものとして、軍令第33号に先立つてとられた対外金融取引禁止措置(太平洋米國陸軍總司令部布告第3号、1945.9.7)及び在韓日本財産凍結措置(米軍政府軍令第2号、1945.9.25)がある。

③ また大韓民國成立に伴つて米國政府と韓國政府との間に締結された「財政及び財産に関する最初の取極」(いわゆる米韓譲渡協定、1948.9.11)にもとづいて、米軍政府が韓國政府に対して行つたこれら帰屬財産の現実の引渡措置もここにいう「措置」に含まれるものと解される。

法律的な解釈としては、米國解釈のこの部分は法律
的相殺論を否定するものと考えざるを得ないが、實際
の交渉においては、米軍政府への帰属によつて韓國側
の請求権が満足されたことを強調し實質的に相殺の目
的に利用する方針をとるなどにならう。

2. すべての権利、権限及び利益が除去されたというの
はどういう意味か。

軍令33号による帰属は、それ自体で当然に所有権
移転の効果をもつもので、これに加えて差押えその他
の方法による現実の占有措置なしに、当該財産の権利、
権原及び利益を原所有者がら奪うことを意味するもの
と解される。

またこの処分は最終的処分であつて、わが国が平和
条約第4条b項によつてこの効力を承認した結果、こ
れら財産に対してはいかなる請求権もないことが明ら
かとされている。

3. 取極を考慮するに當つて「関連がある」とはいか
な意味か。これは「相殺」を意味しないのか。

在韓日本財産が、すべて軍令33号及び米韓協定の
結果すでに韓國側に引渡済みであるという事実を、請
求権を具体的に考慮する場合に関連あるものとして考
慮するべきものである。

4. 「日本国の補償に対する請求権は、当該事情の下に
おいて、所屬変更命令、移転協定及び平和条約第4条
(c)の言辭、論理及び意圖と阿立しないものである」と
いうのはどういう意味か。
この表現は、ここで言及されている各文書の間係規
定の表現、その背後にある基本的な論理及びかかる規
定を置いた当事者の意圖を綜合して考えた場合、補償
請求権も存在しないと解するのが正当である、という
意味である。

① 言辭 軍令33号において、在韓日本財産が「在
韓米軍政府に帰属し所有」された後、米韓協定に従
つてこれら財産が「韓國政府に移転」されたこと、
わが国は平和条約第4条b項によつて、この一連の

「処理の効力を承認」したと。

② 論理及び意図 ④軍令るる号発出の理由が、カイロ、ポツダム両宣言にもとづいて朝鮮を日本から自由独立にするという連合国の基本的政策の一環として「日本国とのさすなを完全にたち切ることにあり、⑤新独立国家の基礎を確実にするために、韓国成立に当つてこれら財産を「韓国の当局に前記の財産を完全に支配させる。」意図で韓国政府に引き渡したものであること、⑥及び平和条約第4条b項の規定理由は、とくに朝鮮におけるこれら一連の処理に關して日本国の明示の承認を確保することにあつたと思われること。

5. 私有財産までも没収するのは納得できないことではないか。

一般国際法上は、国家分離による新国家成立の場合、新国家の管轄権内にある旧領有国人の私有財産は尊重されるのが原則である。しかし、関係条約中に特別の規定がある場合には、当該条約の具体的規定によつて

処理されるわけである。在韓日本財産処理の場合は、平和条約第4条b項においてこの条約の効力を承認したものであつて、条約中に特別規定がある場合に当る

6. 平和条約第4条b項で、合衆国軍政府による財産の処理の効力を承認した効果はないか。

○ 平和条約第4条b項でわが国が承認したのは、「合衆国軍政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力」である。現実にこの種財産が処理されている場合、かかる処理が有効なものであることを認めたものであるから、仮にかか処理がたとえ一ヶ陸撤法規の範囲を超えるものであつたとしても、わが国としてはその処理行為の合法性を問題にする立場にないわけである。

2. 日本側口上書に於ける日本の請求権主張の撤回

問 「米國解款」と並んで、当時取りかわされた文書にはどんなものがあるか

3 2年12月31日、日本側は上記米國解款を基礎として、在韓財産に対する日本側の請求権主張を撤回する口上書を韓國側に渡している。

なおその際、同日付樺山外務大臣と韓國代表部金裕沢代表との間に合意された議事録も作成され、その中で①今後の会談において韓國側提出の8項目を議題として討議する旨、及び②米國解款が請求権の相互放棄を意味するものでないとの了解事項が明記された。

(資料) ○日本側口上書

口上書 (日本側)

外務省は、在木邦大韓民國代表部に敬意を表するとともに、同代表部に次のとおり通告する光榮を有する。

日本國政府は、1953年10月15日に久保田真一郎

日本側主席代表が行い、韓國側代表が抗議した発言を撤回する。さらに、日本國政府は、1957年12月5日付の

「日韓請求権の解決に關する日本國との平和条約第4条の解釈について」の7メトリカ合衆國の見解の表明」を基礎として、1952年3月6日に日本國と大韓民國との間の会談において日本側代表が行った在韓財産に對する請求権主張をここに撤回する。

1957年12月31日

○合意された懸案のうち請求権部分

大韓民国代表部代表

大韓民国の請求権に關し、韓國側は、以該の會談において韓國側が提出した案を討議及び解決のため再開される全面會談において提出したい。

日本国外務大臣

その場合には、日本側は大韓民国のそれらの請求権に對して、解決のため、誠意をもつて討議することとに異存はない。

日本国外務大臣

本大臣は、1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に關する日本國との平和条約第4条の解釈に對してのアメリカ合衆國の見解の表明」については、大韓民国政府もこの表明と同意見であると了解する。さらに本大臣大臣は、このアメリカ合衆國の表明が財産請求権の相互放棄を意味するものではないと了解する。

大韓民国代表部代表、本代表の了解も、そのとおりにある。

(注解)

1. 「1952年3月6日に日本國と大韓民国との間の會談において日本側代表が行つた在韓財産に對する請求権主張」とに何か。

○ 昭和27年3月6日の第1次日韓會談第5回請求権委員會において日本側代表が行つた在韓日本財産に對する請求権主張の要旨は次の通り。

日本は、平和条約第4条b項において、國際法上適法と認められる財産処分のみを承認したのである。國際法特にヘーグの陸戦法規等において占領軍に認められている権限の範圍内における財産処分のみを認めただのである。すなわち、占領軍としての米軍は單に敵産管理者の立場にあつたにすぎず、私有財産までを包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令333号を認めているのは、米軍の敵産管理処分の行為を認めているにとどまり、これら財産が売買移転された場合には、その財産の対価あるい

は果実に対しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有する。従つてわが方の在韓財産に対する請求権も平和条約第4条が強に予想している特別

取極の正題となるものである。

2. 「財産請求権の相互放棄を意味するものではない。とはいかなる意味か。

○ 米國解釈においては、在韓日本財産の処理は両国間の請求権処理のための取極の考慮において「関連がある」こととされている。この「関連がある」ということの趣旨が、両国の有する請求権の額にかかわらず、相互にこれを放棄することにより零にすることを意味するものではないということとをこの合意議事録で確認したわけである。

従つて、請求権処理の取極を考慮するに當つて在韓日本財産が処分されたという事実が考慮されるべ

まであることによつて、韓国の対日請求権は相当部
分満足されているはずではあるが、韓国側請求権が
なくなつたわけではない。

3. 軍令33号について

問 軍令33号とはなにか。(平和条約4条b項で日本が承認した
在韓米軍政府の処理として挙げられている軍令33号の内容を
説明せよ。)

軍令33号とは、在韓米軍政府が1945年(昭和20年)12月6日付で発した軍政庁法令第33号(いわゆる Vesting Decree)のことであるが、この軍令は、在韓米軍政府の管轄権内(朝鮮)に所在するすべての日本政府及び日本国民所有(支配、管理)の財産は米軍政府に帰属し、所有されることを規定したものである。

この軍令の効力については、「在韓日本財産の所有権を(無償で)完全に日本(政府、国民)の手から取るものである」ということが「米国解釈」で明らかになった。

(資料) ○軍令33号 (Vesting Decree)

在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁
法令第33号

朝鮮内にある日本人財産取得に関する件

(本訳文は、在朝鮮合衆国軍政庁宣報による。)

第1条 法令第31号は官報に公布せず、茲に全然発令せざりし如く無効とす。

第2条 1945年8月9日以後日本政府、その機嫌又は該国民、会社、団体、組合、該政府のその他の機関あるいは該政府が組織又は取締る団体が直接、間接に、全部又は一部を所有又は管理する金、銀、白金、通貨、証券、銀行勘定、債券、有価証券並に本軍政庁管轄内に存在するその他総ての種類の財産及びその収入に對する所有権は1945年9月25日付をもつて朝鮮軍政庁が取得し、朝鮮軍政庁が該財産全部を所有す、如何なる者を問わず軍政庁の許可なくして該財産に侵入又は占有し、該財産を移転し又は該財産の価値効用を毀損するは不法とす。

第3条 本令第2条により朝鮮軍政庁が取得せる財産を所有、管理又は支配する保管者、管理者、官吏、銀行

信託会社その他個人、団体又は組合は左記各項を遵守すべし。

(1) 軍政庁の指令の下に該財産を保持し、その指令あるままでは該財産の移動又は他の方法による処分を禁止すること

(2) 該財産を保存、維持、守護し、該財産の価値、効用を毀損する行為を防止すること。

(3) 正確な記録及び会計帳簿を維持すること。

(4) 軍政長官の指示したる時はその指示に従い

(1) 前記財産に關し要求せられたる資料及び1945年8月9日以後該財産に關連せる全収入及び支出を記述せる報告書を提出すべし

(2) 該財産の保管、管理細及び總ての帳簿、記録、会計書類を引渡すべし

(8) 財産並びに總ての収入及び収基金につき決済すべし

第4条 本令の条規、本令により発命せる許可又は規定に違反する者は軍政裁判所の判決により処罰す。

第5条 本令は官報に公布と同時に効力を生ず。

1945年12月6日

在朝鮮米國陸軍司令官の指令により
朝鮮軍政長官

米國陸軍少將エ. ヴイ. アーノルド

(注解)

1. 「本軍政庁管轄内に存在する」というのはどういふ意味か。

在朝鮮米軍司令官は連合軍最高司令官の下部機関であつて、最高司令官によつて認められた占領地域の管轄範囲内においてのみ、有効な軍令を發出する権限を有したものである。(連合軍最高司令官總司令部指令第2号5)。

従つて、軍令はその性質上当然「在朝鮮米軍政府の管轄内」に存在する財産についてのみ処理の対象として得たわけであつて、軍政府もこの制約を前提としてこの規定を闢いたものと解される。

なお、ここで「本軍政府の管轄内」とは、米占領軍の占領地域、すなわち、朝鮮半島のうち北緯38°線以南の地域であつて、現在の大韓民國の施政地域と概ね一致する。

2. すべての日本財産及びその収入に対する所有権は、朝鮮軍政庁が「取得し」(vested in)、朝鮮軍政庁が該財産全部を「所有す」(owned by)といふのは、どういふ意味か。

この規定の意味は、米國解釈で明確となつた通り、在韓日本財産についての権利、権原及び利益が最終的に処分されるといふにある。従つて平和条約第4条B項でこの処理の効力を承認した結果、当該財産に対する日本国の請求権はいつさい消滅したわけである。

3. 軍令333号中に現われる1945年8月9日、同年9月25日、ならびに同年12月6日というそれぞれの時点のもつ意味はなにか。

① 8月9日という日付 軍令333号の対象となる財産は、まず「日本政府又は日本国民が全部又は一部を所有又は管理する財産」であることが条件となつており、8月9日現在又はそれ以後「所有又は管理」する財産につき、12月6日に米軍政府帰属の対象としたものである。従つてこの日付は、財産の「日本性」決定の基準として用いられたもので、帰属行為自体とはなんら関係がない。

② 9月25日という日付 軍令の帰属が遡つて発生する日付である。従つて12月6日現在米軍政府の

管轄権内にあつて帰属された財産については9月25日から帰属の効果が発生したと解される。

③ 12月6日という日付 軍令発出の日付である。従つてこの日現在米軍政府の管轄内にあつた財産のみが同軍令の対象となり、帰属されたものと解される。

(2) 在韓日本財産について

1. 対韓請求権放棄と在韓財産補償問題

問 対韓請求権放棄の結果、在韓日本財産に対する補償問題が生ずると思ふが、政府はこの点をどう考へているか。

在韓日本財産は、在韓米軍政府の帰属命令により、米軍政府が自らの所屬に帰せしめ、その後米韓協定によりこれを韓国に移譲したのであり、わが国は平和条約第4条b項の規定により在韓米軍政府の在韓日本財産に対する上記の処分については異議を申し立てないことになつてゐる。従つて、これによつて生ずる財産喪失の損害は、あくまで米政府の措置に起因するものであつて、日本政府の処分によるものではないので、政府としては損失補償の責に任ずるものではないと考へてゐる。

政府は在韓財産の補償については以上のように考へてゐるが、現実には多数の在外同胞が生活の本拠とする外地から殆ど無一物で引揚げてきた気の毒な実情にかんがみ、引揚者給付金の支給その他の援護措置を講じた次第である。

(注) 引揚者給付金について

1. 経緯

在外財産問題の処理については、在外財産問題調査会(昭和28年11月発足)で審議の結果、在外財産に対する国の補償責任に就くとしては、法律上補償の責任ありとすする見解と、法律上補償の責任なしとすする見解が対立し、いずれも断定を下すに至らなかつたが、引揚者に対する政策的な措置を検討し、引揚者がその金生活の基盤を失つたにという観点から、未だその生活の基盤の再建をなし得ない引揚者に対して特別の政策的措置を講ずることが適切であるとの結論に達し、31年12月に答申を提出したが、政府は答申の趣旨を尊重して引揚者に対して給付金等の支給を行うこととし、「引揚者給付金等支給法」(32年5月法109号)が制定された。

2. 引揚者給付金等支給法の概要

① 引揚者の範囲：原則として昭和20年8

月15日まで引続き6ヵ月以上外地に生活

の本拠で同日以後本邦に引揚げたもの

② 給付金の種類及び金額

イ、引揚者給付金		
終戦時	50才以上	28,000円
"	30才以上50才未満	20,000 "
"	18才以上30才未満	15,000 "
"	18才未満	7,000 "

戦犯者※
終戦後引揚ぎ外地に残留すること
 を余儀なくされた者で罪
 和条約発効後本邦に引揚げた
 者の

※日本国籍を有しない者でも法施行日(32.5.17)現在、本邦に居住する者には支給。

ロ、遺族給付金

a 引揚者で32年3月31日以前に死亡した者で死亡時25才以上であつたものの遺族

支給額は上記引揚者給付金と同額

b 米引揚中の死亡者(在外期間6ヶ月以上及び生活の本拠の要件を必要としない)の遺族

終戦時	18才以上	28,000円
"	18才未満	15,000 "

ハ、交付方法

① 9年以内に償還すべき記名国債(年6分)を交付する。

3. 引揚者国庫債券の交付状況			
交付予定件数及び金額	取組	36年12月末現在	進捗率
	3,378千件	3,035,379件	89.8%
	4,972百万円	4,421百万円	88.5%

2. 原所有者の権利との関係

問 日本側の対韓請求権放棄の結果、個人の請求権はどうなっているのか、消滅することになるのか。

平和条約第4条b項によつて、在韓米軍政府による在韓日本財産処理の効力を承認した結果、わが国の請求権はなくなつたが、このことは、個人の請求権との関連でいえば当該個人に対して外交保護権の行使を行わなないことを意味するものであつて、法律的には、これら財産の原所有者たる個人が相手国の裁判所に対し直接提訴する権利は消滅したわけではない。(この点は平和条約第14条における一般の在外財産の処母の場合と同様である。)

3. 在韓財産の種類について

イ 在韓日本財産の金額

問 在韓日本財産の金額を示せ。

在韓日本財産については、引揚者の申告や残つている記録等にもついでその実体をつかむべく努力しており、大體の金額は推算できるとは明らかでない。具体的な金額については、交渉中の案件であるので、現在発表する段階ではないと考へる。

⑩(備考) 在籍財産推定額(南北鮮の合計である)

(引揚者数	66,159,221人)
個人財産	19,205 百万円
企業財産	52,107 "
国有財産	19,265 "

計

9,057,777,000円

(注) 1. 国有財産額は大蔵省国有財産部(旧称)

の昭和17年3月末現在調査の数字を基礎

とし、別に各省よりの在外財産報告書を料

酌して評価したものである。

2. 個人財産については、終戦直後連合国最

後司令官の要求により、昭和20年大蔵省

令第95号にもとづき、引揚者等より徴し

た「在外財産等報告書」の報告数字を日銀

で集計したものである。

3. 企業財産については、法人等個人以外の

企業体より前記同様の方法により徴した

「在外財産等報告書」及びその他の資料に

もとづいて「在外財産調査会」において調

査、集計した資料によるものである。

4. 「在外財産等報告書」により報告された

在外財産額は次のような性格のものである。

① 報告書には被徴財産のみが記載されて

おり、債務等消滅財産の記載は殆ど皆無

である。

② 報告書に記載されている財産額は、い

れも報告者自身の一方的な報告の数字をそのままであり、当該財産の所有権についていかなる証拠書類も添付されていない。

③ 価格は概ね終假時の評価額であるが、財産の評価時期、評価方法、評価額等は報告者によりさまざまであり、その評価の正当性は何等立証されていない。

④ 現地通貨により表示された報告額については、終假時の本邦円への推定換算レートで換算してある。

D. 米韓協定による財産目録について

問 1945年在韓米軍政府が軍令によつて接収した在韩国日本財産の内容、及び1948年、米韓協定により米軍政府より韓国に移譲された財産の内容を明らかにせよ。

御質問の資料については、先般米軍政府からも古い記録の提示があり、また韓国側に対しても請求権交渉の過程において資料を出すことを要求してきているが、これらはいずれも現在進行中の請求権問題討議に密接な関連があるもので、現段階においては内容にわたる説明は差控えることといたしたい。

(資料) ○米韓財産移転協定

アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最初の取極

1948年9月11日京城で署名

第5条 大韓民国政府は、韓国所在合衆国陸軍軍政府の命令第333号に基づいて帰属させられた戦前の公私の日本財産の処分で韓国所在合衆国陸軍軍政府がすでに行つたものを、承認し追認する。この協定の第1条及び第9条に含まれているアメリカ合衆国政府による財産の取得及び使用に関する留保を除外して、帰属させられた**死傷者財産**、既得財産の貸借及び売却から生じた支出されてい**ない**、種取得金並びにすべての受取勘定及び売却契約は、次の方法で大韓民国政府に移転される。

- (a) すべての現金、銀行預金又は他の流動資産は、ここに、この協定の実施の日に移転される。
- (b) 移転されるべき他の帰属財産は、すべての入手しうる財産目録、図面、証書又は他の所有権証書とともに、貸借対照表、運営明細書及び既得財産の会計記録を添えて、移転を秩序正しく

行いうる限りすみやかに、大韓民国政府に漸次引渡される。大韓民国政府は、命令第333号に基づいて現在までに帰属させられた財産でこの条の規定に基づいて大韓民国政府に移転された又は移転されるものを、韓国の人民の利益のために受領し管理する別箇の政府機関を設置することと同意する。

大韓民国政府は、この条に従つて大韓民国政府が取得する韓国所在の戦前の日本財産について日本国と戦争状態にあつた国の国民が直接又は間接に有する権利及び利益を、尊重し保存し保護する。但し、この権利及び利益が命令第333号の実施日の前に善意の移転によつて合法的に取得されたことを条件とする。

大韓民国政府は、この条に掲げた財産の歸属決定、管理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求権を含むすべての責任から、ここにアメリカ合衆国を解除する。